資料
No. 2

（案）

静岡地方最低賃金審議会

静岡県特定最低賃金専門部会運営規程

第１条　静岡地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する静岡県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）及び最低賃金審議会令（昭和３４年政令第１６３号）に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

（名　　称）

第２条　専門部会には、それぞれその担当する最低賃金の件名を冠する。

（構　　成）

第３条　専門部会の委員の数は、９人とする。

（会議の招集）

第４条　専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、静岡労働局長（以下「局長」という。）、３人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第１回会議は局長が招集する。

２　前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の１週間前までに、部会長に通知しなければならない。

３　部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも３日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第５条　部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

２　テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第６条第６項により準用する同令第５条第２項及び第３項に規定する会議への出席に含めるものとする。

３　委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

４　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第６条　部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

２　委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

３　専門部会は、部会長が必要があると認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

（案）

第７条　会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

２　部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

第８条　会議の議事については、議事録を作成するものとする。

２　議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

３　議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

（報　　告)

第９条　部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

（専門部会の廃止）

第 10 条　各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときなど、その任務を終了したときは、審議会の決議により、これを廃止するものとする。

(雑　　則)

第 11 条　この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附　　則

（施行期日）

この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。